

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 たんぽぽ福祉会定款第8条および第22条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。理事または監事及び評議員に対する報酬・賞与その他の事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2. 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
3. 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
4. 職員兼務役員とは、常勤役員のうち、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者をいう。
5. 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
6. 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人等から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬額の決定基準

(報酬額の決定方法)

第3条 役員等の報酬は、理事、監事それぞれについて、法人業績および世間水準、従業員給与との均衡などを考慮して、次の方法により決定する。

2. 常勤役員等の月額報酬額及び職員兼務役員等の役員としての月額報酬額は、別表1で定めた額とし、役員賞与は第8条で定めた額とする。
3. 非常勤役員等の報酬額は、勤務が行われた実態に基づき日当として10,000円を支給する。
4. 監事のうち税理士または公認会計士の場合、前項によらず日当として20,000円を支給する。

(月額報酬の形態と体系)

第4条 役員等の月額報酬は、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

2. 常勤役員等の月額報酬は、前条第2項で定めた額を支給する。
3. 職員兼務役員等の月額報酬は、正規職員賃金規程に基づく額と前条第2項で定めた総額を支給する。但し、支給総額が別表1と別表2の範囲内とする。

(通勤費)

第5条 非常勤役員が法人業務を行うために出勤したときは、旅費規程に基づいて交通費の実費相当額を支給することができる。

2. 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づいて旅費を支給することができる。

(支払日)

第6条 常勤役員及び職員兼務役員の月額報酬の支払日については、正規職員賃金規程に準ずることとする。

2. 非常勤役員の報酬の支払日については、勤務が行われた都度支給する。

(控除)

第7条 報酬より控除するものは、税金・社会保険料および前払金・貸付金の弁済分などとする。

第3章 役員賞与

(役員賞与の支給基準)

第8条 非常勤役員に対して役員賞与は支給しない。

2. 常勤役員の賞与は、役員としての月額報酬の6ヵ月を上限として算定した額の合計を支給することができる。
3. 職員兼務役員の賞与は、別表2の範囲内で正規職員賃金規程に基づいた額と役員としての月額報酬の6ヵ月を上限として算定した額の合計額を支給することができる。

(その他)

第9条 本規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の決議による。

(附則)

本規程は、平成29年7月1日より施行する。

別表1 (役員としての月額報酬)

役職名	月額報酬等の上限額
理事長	200,000 円
業務執行理事	100,000 円

別表2 (正規職員賃金規程に基づく額の上限額)

区分	金額等
基本給	月額 427,000 円
管理基本手当	基本給の10%~6%
その他手当	給与規程に基づく扶養手当、通勤手当、住宅手当、超過勤務手当、夜勤手当を支給することができる
賞与(年2回)	基本給の合計に年間6.0ヵ月を上限として、理事長が定める月数を乗じた額